

しかし、翌 1994 年 1 月、参院本会議が全会一致で「保存に関する請願書」採択したにもかかわらず、防衛庁は「全面保存」を頑なに拒否します。その後も保存運動側は裁判やデモ等の行動に訴えますが、ついに「全面保存」は実現せず、現在の「1 号館」の「一部」だけを保存した「市ヶ谷記念館」が誕生したというわけです。

重ねて言うようですが、たとえ「一部」保存であろうとも、この「市ヶ谷記念館」は、保存運動の賜物です。それによって、理由(3)でも述べたように、「本来は消滅する運命であったにもかかわらず、奇跡的に生き残ることができた」のです。そして、同時に「先の大戦の「裁き」を受けた場所」が、日本の現役の軍事中枢である「防衛省の構内に現存する」という、「世界でも類例がなく、歴史的、文化的、政治的に貴重な施設」が誕生したのです。このことはしっかりとお伝えしておきたいと思えます。

3. 「昭和史記念館（仮称）」

さて、残念ながら、保存運動側が最後まで要求した「全面保存」は実現しませんでした。しかし、かれらは、「一部保存」決定後も「全面保存」実現のための様々な方策を訴えていました。その中でも、とりわけ重要なのが「1 号館」を「昭和史記念館（仮称）」という「歴史博物館」として活用する提案です。

それによれば、その展示内容は、先の大戦の経緯を中心とし、それに対する肯定・否定の両論を併記して、その評価は来館者各自の判断に委ねるといった画期的なものでした。これは驚くべき提案です。なぜならば、現在、日本では公的な場でひとたび歴史認識問題に及ぶと、まともな議論すら不可能なのですから。当時、保存運動は左右両派の超党派で行われていました。そのため、これは歴史認識で対立する左右両派が大団結するための妥協策という側面もあったことも否定できません。しかし、いずれにせよ、これを機に両者が互いの歴史認識を冷静に議論して、このような提案を唱えたという事実は注目してよいでしょう。

確かに、この「昭和史記念館（仮称）」は提案のみで終わってしまいました。しかし、もし、これが実現していたら、どうなっていたでしょうか。ひょっとしたら、これは 20 世紀が終わる前に日本人自らが自国の過去と正面から向き合うための貴重な「歴史博物館」として機能していたかもしれません。そして、今日の嘆かわしい状況（日本は 21 世紀も 20 年過ぎたというのに、依然として近隣諸国と歴史認識をめぐって不毛な対立を延々と繰り返しています）も少しは改善されていたかもしれません。「1 号館」保存運動の中に、このようなもう一つの「市ヶ谷記念館」活用の可能性があったという事実を、ぜひともお心に留めておいていただきたいと思えます。

4. 「市ヶ谷記念館」の展示状況

では、以上のような経緯を踏まえて、現在の「市ヶ谷記念館」のありように目を向けてみましょう。以下、現在の展示状況を簡単にご紹介したいと思います。

まず、メインホールである記念館 1 階の大講堂です。そこには陳列ケースが配置され、主として陸軍士官学校関連の書籍、卒業生の遺品、軍服等が展示されています。しかし、「東京裁判関連資料展示コーナー」はその片隅のわずかなスペースであり、全体の 16 分の 1 にすぎません。

次に、その「東京裁判関連資料展示コーナー」の内容です。そこに展示された書籍には解説がなく、しかも、その多くが開いた状態で展示されているため、書名や著者名が判読できません。その数もわずか 26 冊です。開廷から 70 年以上を経て、内外を含めて多数の東京裁判関連の公刊資料や研究書が上梓されている現状を考慮すると、あまりにも貧弱と言わざるを得ません。しかも、多数派判事判決文は展示されていないのに、『バル判決書』だけはあるという偏向した選択基準も気になります。ちなみに、著作権法上の問題という理由で、このコーナーの資料だけが写真撮影禁止となっています。

本記念館内では防衛省担当者による説明がありますが、それは「市ヶ谷台の歩み」と題する映画上映を中心に行われます。その内容は「1 号館」という建物が歴代どのように使用されてきたのかという事実を簡略にまとめたものであり、「東京裁判」の概要についての説明は一切ありません。「東京裁判」に関する説明は、映画の中で「東京裁判」で「1 号館」が使用されたシーンが出たときに、上映を一時中断し、担当者が館内における「法廷」の位置関係を示すのみです。そして、上映終了後、講堂壇上に登る天皇専用階段の説明をします。ちなみに、この最後の説明は「東京裁判」とは全く無関係ですが、陸土時代、その卒業式には天皇が臨席したという史実によるものようです。

5. 市ヶ谷記念館フォトギャラリー

写真をクリックすると拡大されて説明がでています



(↑↑防衛省・市ヶ谷記念館を考える会のホームページから)

つまり、この館内説明に端的に示されているように、現在の「市ヶ谷記念館」における展示の主眼は「東京裁判」ではなく、「1 号館」の歴史なのです。なるほど、その立場から見れば、たしかに「東京裁判」もその歴史の単なる一コマにすぎません。そして、単なる一コマであれば、「東京裁判関連資料展示コーナー」は、全体の 16 分の 1 で十分であり、そのコーナーの展示書籍数もわずか 26 冊で事足りるというわけです。しかし、常識的に考えてみて、「東京裁判」という世界史的出来事を単なる一コマと見なすことができるのでしょうか。この建物を見学する多くの人々が「1 号館」の歴史を知りたくて来たはずはありません。「東京裁判」の舞台であればこそ、わざわざ事前予約の労まで取って足を運んだのではないのでしょうか。この展示方針は不可解と言わざるを得ません。

最後に、不可解なことをもう一つお話しします。それは、この「1 号館」の大講堂の移設復原にあたり、防衛庁（当時）が大講堂を「陸軍士官学校の創建当時のイメージ」に仕立てるため、長らく取り外されていた演壇奥の天皇玉座をわざわざ復原したことです。なぜ、戦前の「陸軍士官学校の創建当時のイメージ」を復原する必要があったのでしょうか。多数の人々が保存運動に努力し、約 20 億円もの国費を投じて「1 号館」の一部を保存したのは、<東京裁判法廷>を保存するためであり、<旧軍の一教育施設>を保存するためではありません。なぜ、<天皇玉座>を復原して、<東京裁判法廷>は復原しなかったのでしょうか。

5. 「市ヶ谷記念館」の未来

以上、補足説明により一層のご理解をいただいたと思います。しかし、先述のように、現在の当会の要求項目は、あくまでも現状の貧弱な展示に対する必要最小限の改善を要求するものです。決して理想的な展示のありようを提示したものではありません。もし真に「東京裁判」の歴史的意義を様々な視点から考えた展示を目指すならば、もっと多種多様な資料の展示が必要と思われるます。

ところが、先述のように、現在の「市ヶ谷記念館」における展示の主眼は「東京裁判」ではなく、「1 号館」の歴史なのです。当会との交渉の席上でも、防衛省担当官は、この展示方針を主張して譲らず、市ヶ谷記念館を「東京裁判に特化することはできない」と明言しています。したがって、この展示方針が根本から変更されない限り、現状以上に発展する可能性は極めて少ないと思われるます。かりに今後も今回のように当会の要求が少々受け入れられてたとしても、それは展示資料の若干の増加に止まるだけでしょう。

では、なぜ防衛省はこの展示方針に固執するのでしょうか。おそらく、「東京裁判」を「1 号館」の歴史の一コマとしてサラリとやり過ごすことが、政治的に最も無難な対応と考えているからにちがひありません。しかし、このような対応は防衛省だけではありません。およそ、戦後の日本政府並びに公的な諸機関、諸施設が採用してきた歴史認識問題に対する対応そのものであるような気がします。では、この事なかれ主義の対応を変更させるためにはどうしたらよいのでしょうか。そのためには、日本政府並びに日本国民の「東京裁判」に対する評価の根本的な転換が必要と思われるます。

(つづく 2/3)